

印鑑登録される方へのご案内

1.登録ができる人

鈴鹿市に住民登録をしている15歳以上の人（意思能力を有しない人は登録できません）

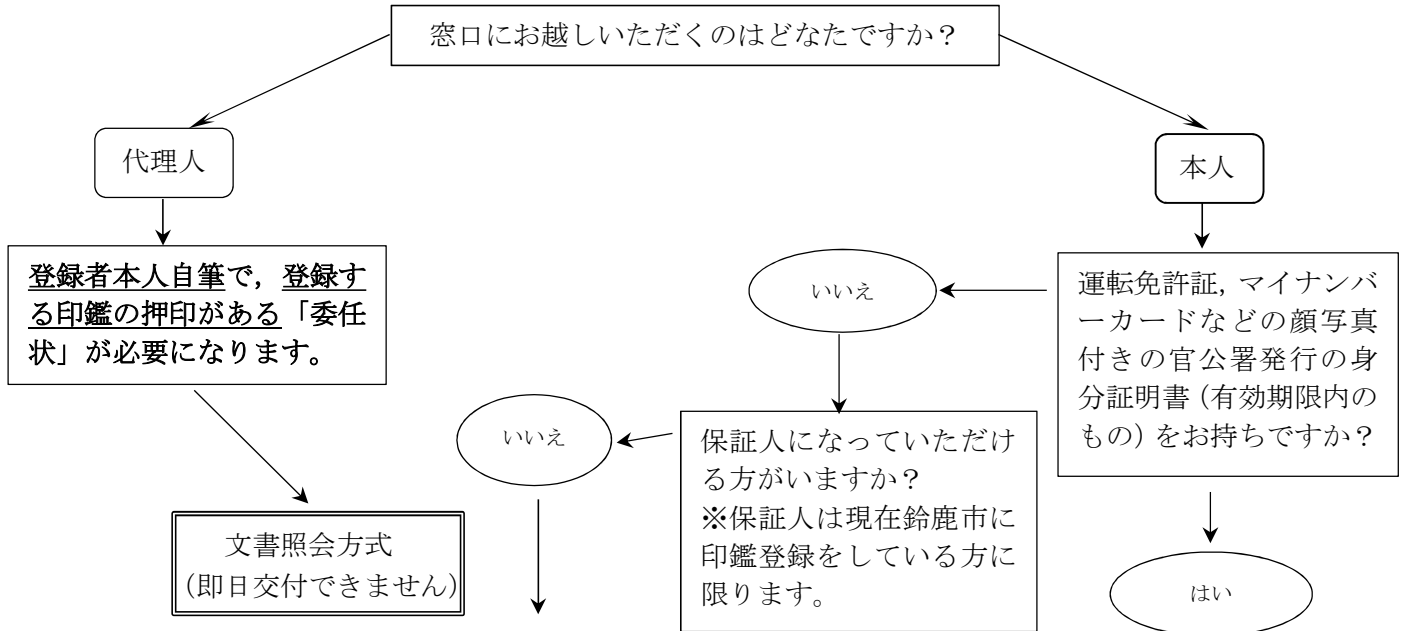
2.登録ができる印鑑

8ミリ～25ミリの大きさで、住民登録に記載されている文字を使用しているもの。

ゴム印等で変形しやすい材質の印鑑、欠けている印鑑、すでに登録されている印鑑は登録できません。

3.登録方法

登録方法は次の3つの方法があります。



代理人が申請の場合

- 必要なもの
- 登録する印鑑
- 委任状（登録者本人自筆）
- 代理人の本人確認書類
- Aの1点またはBの2点

本人が申請の場合

- 必要なもの
- 登録する印鑑
- 本人確認書類
- Bより2点

確認のため、戸籍住民課から登録者本人の住所地へ「照会書兼回答書」を簡易書留で送付します。

「照会書兼回答書 (=回答書)」が届いたら、登録する本人が必要事項を記入し登録印を押印して、次のものを登録申請した窓口へ提出してください。

代理人が提出の場合

- 必要なもの
- 回答書
- 委任状（登録者本人自筆）
- 登録者本人の本人確認書類
- AまたはBより1点
- 代理人の本人確認書類
- Aの1点またはBの2点

本人が提出の場合

- 必要なもの
- 回答書
- 登録する印鑑
- 本人確認書類
- Bより1点

保証人方式
(即日交付できます)

- 必要なもの
- 登録する印鑑
- 保証書
- 『保証書記載の保証人になられる方へを必ずお読みください』
- 本人確認書類
- Bより1点

免許証方式
(即日交付できます)

- 必要なもの
- 登録する印鑑
- 本人確認書類
- Aより1点

本人確認書類とは
 A：運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど顔写真付きの官公署発行の本人確認書類
 B：健康保険証、年金手帳、各受給者証など
 ※本人確認書類は、原本を窓口にお持ちください。
 また、有効期限のあるものは、期限内のものに限ります。
 通知カードは本人確認書類として使用できません。

詳しくは鈴鹿市 戸籍住民課までお問い合わせください。
 電話 059-382-9013